

総社市訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程等の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市事務決裁規程の一部改正)

第1条 総社市事務決裁規程(平成17年総社市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
別表(第13条関係)						別表(第13条関係)					
1 略						1 略					
2 財務に関する事項						2 財務に関する事項					
事 項	副市長	総務部長	財政課長	合 議	摘 要	事 項	副市長	総務部長	財政課長	合 議	摘 要
略						略					
4 公共用地の取得に伴う調整に関すること。	重要なもの	軽易なもの の主務部長		財政課長 <u>財産管理課長</u> 重要なものは総務部長		4 公共用地の取得に伴う調整に関すること。	重要なもの	軽易なもの の主務部長		財政課長 重要なものは総務部長	

改正後					改正前						
5	行政財産の用途変更及び用途廃止に関すること。		重要なもの 主務部長	軽易なもの 主務課長	財産管理課長			重要なもの 主務部長	軽易なもの 主務課長	財政課長	
略					略						
9	不要物品の売却及び処分に関すること。		重要なもの	軽易なもの 財産管理課長				重要なもの	軽易なもの		
略					略						
22	寄附採納に関すること。	50万円以上100万円未満	50万円未満 主務部長		金銭に係るものは 財政課長 物品に係るものは 財産管理課長			50万円以上100万円未満	50万円未満 主務部長	財政課長	
略					略						
3 略					3 略						
4 個別的な事務に関する事項					4 個別的な事務に関する事項						
部 名	部長の専決事項		課 名	課長の専決事項		部 名	部長の専決事項		課 名	課長の専決事項	
略					略						
総務部	略		略	略		総務部	略		略	略	
			財産管理課	略					財政課	略	
			略					略			
略					略						
産業部	略		略	略		産業部	略		略	略	
			観光プロ						商工観光	1 中小企業等の育成指導	

改正後				改正前			
		ジェクト 課 1 略 2 略 3 略 4 略 5 略				課 及び融資に関すること。 2 商店街振興組合の総会 招集の承認等に関するこ と。 3 略 4 略 5 略 6 計量器の検査等の実施 に関すること。 7 勤労者福祉施設の維持 管理に関すること。 8 勤労者の福祉増進に関 する軽易なこと。 9 略 10 略	
		企業誘致 商工振興 課 1 企業の誘致及び立地に 関する軽易なこと。 2 中小企業等の育成指導 及び融資に関すること。 3 計量器の検査等の実施 に関すること。 4 勤労者福祉施設の維持 管理に関すること。 5 勤労者の福祉増進に関 する軽易なこと。 6 関係団体との連絡調整 に関すること。				企業誘致 対策室 企業の誘致及び立地に関す る軽易なこと。	
建設部	略	略		建設部	略	略	
		都市計画 課 1 及び 2 略				都市計画 課 1 及び 2 略 3 建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律 に基づく事務処理（助言、	

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 財産管理課長</u></p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) コンプライアンス推進室長</u></p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>2 略</p>

(総社市職員服務規程の一部改正)

第3条 総社市職員服務規程（平成17年総社市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庁舎の保全)</p> <p>第17条 職員は、庁舎の保全に関しては、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) ポスター、ビラ等を掲示するときは、<u>財産管理課長</u>の承認を受けること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(盗難の防止等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 庁内において盗難があったときは、課長は現場を保存し、直ちに盗難品の品名、数量、状況等を記載した文書をもって<u>財産管理課長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(庁舎の保全)</p> <p>第17条 職員は、庁舎の保全に関しては、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) ポスター、ビラ等を掲示するときは、<u>財政課長</u>の承認を受けること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(盗難の防止等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 庁内において盗難があったときは、課長は現場を保存し、直ちに盗難品の品名、数量、状況等を記載した文書をもって<u>財政課長</u>に届け出なければならない。</p>

(総社市役所当直規程の一部改正)

第4条 総社市役所当直規程(平成17年総社市訓令第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(当直員の定数等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>財産管理課長</u>は、特に必要があると認めるときは、臨時に当直員を増員することができる。</p> <p>(当直員の決定)</p> <p>第5条 <u>財産管理課長</u>は、職員に対し当直の任務を命ずるときは、緊急の場合を除き、事前に関係の課、所、室及びこれらに準ずるもの(以下「課」という。)の長に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(代直)</p> <p>第6条 当直を命ぜられた者が、疾病又は事務の都合その他やむを得ない理由のため、当直することができないときは、代直者を定めて、<u>財産管理課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(当直の免除及び猶予)</p> <p>第7条 <u>財産管理課長</u>は、感染症疾患にかかっている者その他当直勤務に適しないと認められる者に対しては、当直を免除し、又は猶予することができる。</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第9条 当直員は、当直日誌に次の事項を記載し、<u>財産管理課長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(当直終了後の措置)</p> <p>第11条 当直員は、当直勤務終了の日が平日の場合は<u>財産管理課長</u>に、休</p>	<p>(当直員の定数等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>財政課長</u>は、特に必要があると認めるときは、臨時に当直員を増員することができる。</p> <p>(当直員の決定)</p> <p>第5条 <u>財政課長</u>は、職員に対し当直の任務を命ずるときは、緊急の場合を除き、事前に関係の課、所、室及びこれらに準ずるもの(以下「課」という。)の長に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(代直)</p> <p>第6条 当直を命ぜられた者が、疾病又は事務の都合その他やむを得ない理由のため、当直することができないときは、代直者を定めて、<u>財政課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(当直の免除及び猶予)</p> <p>第7条 <u>財政課長</u>は、感染症疾患にかかっている者その他当直勤務に適しないと認められる者に対しては、当直を免除し、又は猶予することができる。</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第9条 当直員は、当直日誌に次の事項を記載し、<u>財政課長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(当直終了後の措置)</p> <p>第11条 当直員は、当直勤務終了の日が平日の場合は<u>財政課長</u>に、休日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>日である場合は次番者に当直に係る事務及び文書物件を引き継がなければならない。</p> <p>2 <u>財産管理課長</u>は、前項の規定により引継ぎを受けた文書物件を直ちに総務課長に送付しなければならない。 (非常の際の措置)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項以外の事故が発生したときは、当直員は、庁内所在の者を指揮し、応急の措置を講ずるとともに、これを<u>財産管理課長</u>その他関係の部長、課の長に報告しなければならない。</p>	<p>ある場合は次番者に当直に係る事務及び文書物件を引き継がなければならない。</p> <p>2 <u>財政課長</u>は、前項の規定により引継ぎを受けた文書物件を直ちに総務課長に送付しなければならない。 (非常の際の措置)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項以外の事故が発生したときは、当直員は、庁内所在の者を指揮し、応急の措置を講ずるとともに、これを<u>財政課長</u>その他関係の部長、課の長に報告しなければならない。</p>

(総社市財産評価委員会規程の一部改正)

第5条 総社市財産評価委員会規程(平成17年総社市訓令第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は総務部長を、副委員長は建設部長を、委員は産業部長、<u>財政課長</u>、<u>財産管理課長</u>、<u>税務課長</u>、<u>農林課長</u>、<u>地域応援課長</u>、<u>土木課長</u>及び<u>都市計画課長</u>をもって充てる。</p> <p>(会務の処理)</p> <p>第6条 委員会の事務は、<u>財産管理課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は総務部長を、副委員長は建設部長を、委員は産業部長、<u>財政課長</u>、<u>税務課長</u>、<u>農林課長</u>、<u>地域応援課長</u>、<u>土木課長</u>及び<u>都市計画課長</u>をもって充てる。</p> <p>(会務の処理)</p> <p>第6条 委員会の事務は、<u>財政課</u>において処理する。</p>

(総社市用地委員会規程の一部改正)

第6条 総社市用地委員会規程(平成17年総社市訓令第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 略 2 委員長は副市長を，副委員長は政策監を，委員は総務部長，建設部長，<u>財産管理課長</u>，土木課長，農林課長，都市計画課長，財政課長，税務課長及び土地の取得に係る所管課長をもって充てる。 3及び4 略</p>	<p>(組織) 第2条 略 2 委員長は副市長を，副委員長は政策監を，委員は総務部長，建設部長，土木課長，農林課長，都市計画課長，財政課長，税務課長及び土地の取得に係る所管課長をもって充てる。 3及び4 略</p>

附 則

この訓令は，平成30年4月1日から施行する。